

県産材を使って

住宅を建築すると
最大60万円

内装を施工すると
最大15万円

県が補助します

令和2年度ぐんまの木で家づくり支援事業のご案内

補助区分と募集戸数

※構造材補助と内装材補助は併用できません。

●構造材補助・・・募集戸数:**310戸** **先着順**

●内装材補助・・・募集戸数:**50戸** **先着順**



「ぐんま優良木材」を条件に合って使用した住宅に補助します。

「ぐんま優良木材」は、合法的な手続きを経て伐採された、群馬県内産の素材丸太等を原材料とし、「ぐんま優良木材品質認証センター」が定める基準に適合する製材品です。

構造材補助の概要

重要

ぐんま優良木材の使用割合が**90%以上の物件が対象です。**

※本事業は令和2年度で終了予定です。

補助の条件

- ① 県内に、自己が居住するための在来軸組工法またはツーバイフォー工法で建築される木造一戸建ての住宅(店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗、事務所等)の床面積以上であること)を新築、または新築住宅を購入すること。
- ② 構造材に7.5㎡以上かつ90%以上(在来軸組工法)もしくは、35%以上(ツーバイフォー工法)の「ぐんま優良木材」を使用すること。
また、在来軸組工法の全ての柱材について10.5cm以上(仕上がり寸法)であること。
- ③ 年度末までに上棟し、ぐんま優良木材品質認証センターが行う「ぐんま優良木材使用住宅」の証明検査に合格できること。
- ④ 施工業者が県内に事業所を有し、原則として建設業の許可(建築工事業)を有すること。ただし、施工業者がもつばら軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合についてはこの限りでない。
なお、施工業者が、建設業の許可を要しない場合は、「住宅瑕疵担保履行法」に定める住宅瑕疵担保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険に加入していること。
※分離発注方式は、すべての施工業者が県内に事業所を有すること。

補助金額 構造材における「ぐんま優良木材」使用材積及び使用割合により下表のとおり

ぐんま優良木材構造材使用材積	在来軸組工法	ツーバイフォー工法
	ぐんま優良木材 使用割合 90%以上	ぐんま優良木材 使用割合 35%以上
7.5㎡以上～10㎡未満	10万円	15万円 (定額)
10㎡以上～15㎡未満	20万円	
15㎡以上～20㎡未満	30万円	
20㎡以上～25㎡未満	40万円	
25㎡以上～30㎡未満	50万円	
30㎡以上	60万円	

※店舗付き住宅などの併用住宅の場合、住宅部分のぐんま優良木材使用材積が補助の対象となります。
なお、住宅部分の使用材積が算出できない場合は、材積は建物全体の延床面積と住宅部分の延床面積の割合(小数点第3位以下切捨て)により按分して算出するものとします。

群馬県環境森林部林業振興課

お問い合わせは

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1
TEL: 027-226-3241
FAX: 027-223-0154
<http://www.pref.gunma.jp/>



または

ぐんま優良木材品質認証センター

〒379-2131 前橋市西善町 524-1
TEL: 027-266-8220
FAX: 027-266-8223
<http://www.gunma-wood.com/>

